

第81回社会保障審議会介護給付費分科会が10月7日（金）9時から12時まで東海大学校友会館で開催された。



今回の議事は、以下の4点であった。

1. 「介護事業経営実態調査結果について」
2. 「介護報酬の地域区分の見直しについて」
3. 「介護サービスの質の評価について」
4. 「中央社会保険医療協議会及び介護給付費分科会打合せ会について」

#### 議事1 「介護事業経営実態調査結果について」

最初に介護給付費分科会の下に設置されている調査実施委員会で、9月30日に審議された「平成23年介護事業経営実態調査（速報値）の概要（案）」について同委員会委員長である田中滋委員から報告が行われた。

同調査は、各介護サービスの費用等の実態を明らかにし、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的に、平成23年4月を調査時期に平成23年3月中の収支の状況を調査したものであり、その主な調査結果としては、次の3点であった。

- 各介護サービス別の収支はおおむね黒字であること。
- 多くのサービスについては、前回の調査に比べ収支状況が改善していること。
- 総収入に占める給与費の割合は、おおむね減少している状況であること。

これらの調査結果に併せて、調査実施委員会における委員からの意見として次の4点が報告された。

- 調査結果については平均であるから、バラつきが大きいとそれだけでは結論が出ないため、地域差や施設規模などの要素を加味しなければならないこと。

- 総収入に対する給与費の割合は下がっているように見えるが、1ベッドあたりの賃金でみると上がっていると言えるので、調査結果をさらに深めてみる必要があること。
- 利益率については、高めにでても、将来的な施設の建て替え費用を考慮する必要があること。
- 他産業との収支差についての比較を行ってみる必要もあること。

以上の報告の後、分科会でも同調査結果について、居宅介護支援事業については収支差がマイナスになっているが、現在の介護報酬は35人程度を標準として想定したものであるため、一人当たりの利用者数が26.8人になっていることからみるとケアマネジャーが過剰になって一人当たりの生産性が落ちているのではないかと、また、労働配分率や介護報酬のうち人件費は何%になるのかなどについても調べる必要があるのではないかと、など委員から意見が出された。

#### 議事2「介護報酬の地域区分の見直しについて」

続いて、介護報酬の地域区分の見直しについて、事務局から説明が行われた。

介護報酬における地域区分の考え方については次のとおり示された。

- 介護報酬は、サービスの内容、事業所の所在する地域等を勘案し、サービス等に要する平均的な費用を勘案して設定するものとされていること。
- 具体的には地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、1単位10円を基本として、地域別・サービス別に1単位当たり単価を割増ししていること。
- 地域区分は、地域間における人件費の差を勘案して、地域間の介護保険費用の配分率を調整するものであるため、財政的に増減を生じさせないようにすること（財政中立）が原則であること。

また、介護保険制度の地域区分と国家公務員の地域手当の比較として、介護保険制度創設時、平成18年の改正時、平成21年の改正時の割合がそれぞれ示された。

以上を踏まえたうえで、地域区分の見直しに関する課題として、次の3点が挙げられた。

- 介護保険制度創設時において、地域割り、適用地域、上乘せ割合は、国家公務員の地域手当に準拠することとしていたが、国家公務員の地域手当見直しにより、両者で齟齬が生じていること。
- 介護保険サービス事業所の賃金水準は、介護報酬の地域区分にかかる実態調査結果において、現行の地域割り（5区分）よりは国家公務員の地域割り（7区分）の方が実態をよく反映していること。
- 医療・福祉職の賃金を他産業と比較した場合に、都市部の方が地方より乖離が大

きく、相対的に水準が低いこと。また、都市部の方が、今後、高齢者人口が増大すると見込まれ、介護職員の確保が課題であること。

これらの課題に対し、地域区分の見直しの方針については、以下の4点が示された。

- 地域割りにかかる見直しを行う。具体的には、国家公務員の地域手当の地域割り（7区分）に準拠し、その上で特甲地を特甲地1～3（仮称）へ3分割する。
- 適用地域については国家公務員の地域手当に準拠した見直しを行う。なお、国の官署が所在しないことにより地域区分の適用地域の設定がない地域については、診療報酬の地域加算の対象となる地域の考え方を踏襲して、地域区分を設定する。
- 上乘せ割合については国家公務員の地域手当に準拠した見直しを行う。その際、国家公務員給与の考え方と同様に財政中立を原則とする。
- 地域差を勘案する費用の範囲については、介護事業経営実態調査を踏まえ、見直しの必要性を検討する。

見直し後の地域区分適用地域においては、大幅な下位への区分変更、または大幅な上位への区分変更となる地域もあり、激変緩和の観点から、平成24年度から平成26年度の3年間は経過措置を設けることとされ、見直し後の地域区分の適用地域が、現行の地域区分から2区分以上乖離することとなる地域については、現行の地域区分よりも1区分高いもしくは低い区分に見直すことが示された。

地域区分の見直しによる現時点の財政試算については、財政中立とする場合、約0.6%の切り下げが必要となるとのことであったが、平成22年9月サービス分の介護保険事業状況報告に基づいて算出した数値であるため、今後、若干の変更の可能性があるとされた。

これについて、1単位10円が9.94円になるのかという質問が委員から出され、事務局からは、地域区分の見直しにあたって、上がる場所があれば、下がる場所もある、具体的に0.6%をどのようにするかということについては、今後、さらに検討したいとのことであった。

続いて、議事3の「介護サービスの質の評価について」は、介護サービスの質の評価のあり方に係る検討委員会の委員長である武藤正樹氏から報告があった。

最後に議事4の「中央社会保険医療協議会及び介護給付費分科会打合せ会について」は、平成24年度における診療報酬・介護報酬の同時改定について、「医療・介護施設の機能分化の推進及び地域における連携体制の構築」、「在宅医療・介護の充実」の2つの視点から森田中央社会保険医療協議会会長及び大森介護給付費分科会長を中心とした非公式の打ち合わせを開催するとの説明があった。

打ち合わせ会の内容については後日分科会で報告されるとの説明があり、閉会となった。